

紹 介

ユダヤ系資産の「アーリア化」に関する研究の進展 ——ハロルド・ジェームスの「アーリア化」関連第二著作を中心として——(1)

山 口 博 教

目 次

1. はじめに
2. 「アーリア化」に関するドイツにおける研究
 - (1) チヒョンに対するドイチュバンクの裁判闘争
 - (2) 西ドイツ時代及び東西ドイツ統合後の「アーリア化」の研究
3. H. ジェームスの「アーリア化」関連第二著作の目次と構成
4. H. ジェームスの「アーリア化」関連第二著作の紹介
 - (1) ナチズム期ドイチュバンク歴史検証委員会と著者による二つの序言
 - (2) 新たな資料とジェームスの取り組みの視点
 - (3) ドイチュバンクの組織とナチスとの関係
 - (4) 「アーリア化」の諸問題
 - (5) 1938年以前のドイツ領内での「アーリア化」
 - ①二つの時期における「アーリア化」の違い
 - ②銀行業における「アーリア化」 (以上本号)
 - ③工業における「アーリア化」
 - ④アプスの役割をめぐって
 - ⑤ドイチュバンク諸支店の関わり
 - (6) ドイツ占領地での「アーリア化」とドイチュバンク
 - (7) その他の問題
 - (8) ジェームスの結論
5. まとめ

1. はじめに

ハロルド・ジェームス (Harold James) は、プリンストン大学ウッドロウ・ウィルソンスクールで国際関係論を担当する教授である。ケンブリッジ大学で教育を受け、そこで1982年にPh.D.をとっている。専門は、経済・金融史と近代ドイツ史であり、ここで取り上げるユダヤ人資産の「アーリア化」に関しては以下の三冊の著作を刊行している。⁽¹⁾

- ① Die Deutsche Bank und die Diktatur 1933-1945, in: Lothar Gall et al., *Die Deutsche Bank 1870-1995.*, München 1995. (同時刊行の英語版The Deutsche Bank 1870-1995, London 1995からの翻訳版(ただしこの英語版は未入手))
- ② *The Deutsche Bank and the Nazi Economic War Against the Jews—The Expropriation of Jewish-Owned Property—*, Cambridge 2001. (ドイツ語版—Die Deutsche Bank und die «Arisierung», München2001.)
- ③ *The Nazi Dictatorship and the Deutsche Bank*, Cambridge 2004. (ドイツ語版—Die Deutsche Bank im Dritten Reich, München2003.)

これらの著作のうちで、ここで取り上げるのは第二著作の『ドイチュバンクとユダヤ人

キーワード：ユダヤ系資産、アーリア化、ドイチュ・バンク

に対するナチの経済闘争』である。これは5人の著者による共同の研究成果である第一著作『ドイチェバンク1875年-1990年』をベースとして、さらに細かな記述を試みている。その経緯については、第二著作の冒頭で触れられているため、そこの紹介の箇所で取り上げることにする。またこの二著と同様にドイチェバンクの名前の入った第三著作『ナチ独裁制とドイチェバンク』では、ドイチェバンクの個別役員ごとに問題が取り上げられている。

それらの中身に入る前に、なぜ筆者がこの第二著作を取り上げたかについて説明しておきたい。その理由は、筆者がこれまでドイツの株式会社と証券市場の研究をしてきたが、その中でぶつかった以下の二つの問題に関係する。

第一の問題は、ドイツ証券取引所史をまとめる作業の中で出てきた問題である。そもそもドイツの一というよりは、欧洲証券取引所のあらゆる所での問題であるが—証券取引所で取引していた証券業者、個人銀行家の多数は—ほとんどがユダヤ系（人）業者であり、クリスチャン系業者はむしろ少數派であることに気がついたからである。また、これらのユダヤ系證券・金融業者は、ナチス政権化で迫害を受け、市場から締め出されてしまった。第2次世界後に一部の業者が西ドイツに戻ってきてはいるが、その影響力は敗戦前と比べ非常にわずかになってしまった。このことが西ドイツにおける株式市場の低迷情況の一つの原因ではないかと考えたためである。

次に第二の問題として、かつてのドイチェバンクの監査役会長を務めていたヘルマン・ヨーゼフ・アプス (Hermann Josef Abs) の経歴とアーリア化のかかわりについて。この問題については、筆者が、大学院に入学し研究テーマを西ドイツの株式会社と金融市场として仕事を始めて以来ぶつかっていた。単に一民間銀行の頭取としてだけではなく、敗

戦後の西ドイツ経済の復興、特に金融市场再建でも重要な役割をアプスは果した。また、西ドイツで1980年代まで行われていた、銀行役員の産業会社への役員派遣という点でもアプスは典型的役割を果たしていた。いわば産業・金融業界の双方に君臨していたと言っていいほどの経済権力を手中に収めていたわけである。⁽³⁾

そして1970年代の東ドイツの歴史家チヒヨンの著作を相手取ったドイチェバンクの裁判闘争の中で、「アーリア化」をめぐり議論が繰り広げられた。詳しくは次章で述べるが、東西ドイツ統合後はさらに諸歴史家による研究の進展があり、ドイツ銀行とアブスが果たした「アーリア化」における評価も深化してきている。小稿ではこれらの点についても触れて生きたい。

ただし、以上のテーマでは1990年代以降のドイツでは若手研究者を含め、産業企業と金融機関の双方の分野で研究が精力的に進められてきている。これらの成果すべてに目を通す余裕は筆者にはない。このため現在筆者の手元のある資料と文献にもとづき、論稿を進めていくことをお断りしておきたい。

またアブスの経歴と評価については、ドイツにおいて確定しているわけではなく各研究者からさまざまな見解が出されている。資料もすべて公開されてはいないことをお断りしておきたい。

なお、ジェームスの著作は英語で書かれているが、参考にした資料はドイツ語等英語以外で書かれていて、ジェームスの著作では、この英訳が付されている。しかしこの英訳は、読んでいて分かりづらい箇所もあり、この点では、ドイツ語版の文献に原書からの引用がありこちらをも参照することをあらかじめお断りしておきたい。

2. 「アーリア化」についてのドイツにおける研究の進展

(1) チヒヨンに対するドイチュバンクの裁判闘争

アプスとドイチュバンクが対応を迫られたのは、旧東独の歴史家エーベルハルト・チヒヨン(Eberhard Czichon)の著作*Der Bankier und die Macht—Hermann Josef Abs in der deutschen Politik*であった。この著作の存在とその著者に対するドイチュバンクが提訴した裁判を筆者が最初に知ったのは、慶應大学教授赤川元章の短い紹介文章であった。⁽⁴⁾

それによると、この著作は1969年に東独のウニオン社から『ヘルマン・ヨーゼフ・アプスと資本の十字軍騎士』と題されて出版されたものであった。そして翌年1970年に西独のケルンのパウル・ルゲンシュタイン出版社から『銀行家と権力—ヘルマン・ヨーゼフ・アプスとドイツの政治』に改名して出版された。その内容は、アプスの「アーリア化」にかかる責任問題の追及であった。ドイチュバンクは、訴訟に踏み切り裁判の結果勝訴した。

この裁判記録については、筆者はまだ直接目を通していない、いずれその機会を持ちたいと考えている。ただ裁判結果については、以下のようなH.O.エグラウの紹介もなされている。

「約2年間に及ぶ裁判の末アプスの弁護士ヨーゼフ・アウグスティンとプレス関係の友人マルティン・レッフラーは、チヒヨンの代理の東ドイツ国家弁護士フリードリッヒ・カール・カウルに対して多くの誤りと不正な記述を証明することができた。当時アプスのアシスタントで、現在取締役であるゲオルグ・クルップは、裁判での立証のために、一年中西ドイツ内外で必要な証言と文書を捜し求めることに忙殺された。そして1972年7月27日の判決で、シュトゥットガルト裁判所は、チヒヨンと出版社に対し

て出版・販売を差止める決定をしたのである。」⁽⁵⁾

この判決後、チヒヨンの著作の閲覧については西ドイツでは制限がつけられるようになった。先に紹介した赤川の文章では、図書館内でのみで見ることができ、コピーは不可ということであった。

なおこの裁判結果を受けて、アプスの人物評価はエグラウによると次のようなものとなつた。

「ドイツ銀行が『第三帝国』で他の銀行と同じく、國家の進めた組織的な侵略戦争のための経済準備活動と密接に結びついていたことは確実であった。ドイツ銀行とアプス個人は、ユダヤ資本企業の『アーリア化』に関わったが、そこではもちろん所有権の変更の金融的な調整や財産の外国への移動の際に、迫害された企業所有者のイニシアティブにより、いつも彼等の利益になるよう活動していたことが、彼らによって証明されている。しかし、ドイツ銀行と『外務大臣』アプスは、ドイツが占領した国で可能な限り営業上の利益を擁護していたことも争う余地のことであった。しかしながら、アプス個人に関して言えば、彼はナチといつも距離を保っており、決してナチ党員にならなかつたということを自分の権利として主張することが出来た。」⁽⁶⁾

ただこのようなアプス評価は、すでに触れたがその後の研究の進展の中で検証されると同時に新資料と事実が露見されることにより、新たな側面が付け加えられ、評価がわかっている。

(2) 西ドイツ時代及び東西ドイツ統合後の「アーリア化」の研究

西ドイツ時代には、この問題は経営史の分野で取り上げられたり、金融史、特に証券取引所との関連で触れられたりしていた。

前者では、経営史家のヴィルヘルム・トロ

イエが早くも1971年にドイツ経営史学の雑誌『トライディチオン』(*Tradition*) 16号にアーリア化についての資料を掲載している。そしてチヒヨン裁判の判決が出された1972年にメンデルスゾーン銀行についての論稿を書いている。そしてそれ以降1983年、84年、86年にザル・オッペンハイムに関する論稿を書き続けてきた。

また金融史の分野でも同じく1972年にヨハネス・ツァーンが『個人銀行家』(“*Der Privatbankier*”)という表題での論文を発表している。同氏は当時個人銀行C. G. Trinkhaus & Burkhardt の所有者、取締役会長であるとともにライン・ヴェストファーレン取引所(デュッセルドルフ)の取引所理事長でもあった。この著作の「III. 19世紀および20世紀におけるドイツの個人銀行家」では、「アーリア化」で犠牲となった個人銀行名と第2次世界大戦後に帰国し復帰したケース等が記述されている。⁽⁸⁾

その後銀行史研究所が、3巻本の『ドイツ銀行史』(*Deutsche Bankengeschichte Bd.1,2,3.*)を1982年から1983年にかけて刊行した。この第3巻の中で、E. ヴァンデルがナチス時代の記述を担当し、「第三帝国におけるドイツ金融制度(1933-1945)」(Das deutsch Bankwesen im Dritten Reich (1933-1945))という章の中の1節でまとめていている。それは「ナチ時代の集中とアリジールング(アーリア化)」(Die Konzentrationsbewegung und Arisierung während der Zeit des Nationalsozialismus)であるが、ページ数では5ページで簡単な記述にとどまっている。ただ権威のあるドイツ銀行史の分野で初めて触れられたという点で大きな前進であった。⁽⁹⁾

以上のように、東西ドイツ統合以前の研究は、証券業を含んだ銀行史と経営史の両分野で、細々とした研究に留まっていた。これが

大きく動き出したのは東西ドイツの統合という社会変化を経た後のことであった。

東西ドイツ統合後には、ユダヤ人企業と資産の「アーリア化」についての研究は大きな進展を見せた。これはユダヤ人の強制労働に対する補償請求の運動の高まりと歩調を合わせて進んだ。また、同時にナチスがドイツ及び占領地で移転、略奪したこれらの資産のイスの諸銀行への転送とそれに使用された銀行口座で戦後休眠状態に置かれたものを公開し返済する請求とも絡んでいた。このようにこれらの問題は、これまで以上に国際的な広がりを持つものとなった。特にアメリカにおける強制労働に対する補償請求が、集団訴訟とドイツ関連企業の製品の不買運動にまで発展したことで、研究も新たな進展を見せ始めた。あわせて、当時ドイツに対し中立的立場を取っていた諸国が経済・金融面では密接な関係を持っていたことが暴露され始めた。イスにおけるナチスの秘密口座の存在、ドイツ国内外で収奪した金塊や軍需企業資金の中立国間での送金等の問題である。ジェームスのドイチェバンクの「アーリア化」に関する著作が次々と出版されたのもこの流れの一つである。⁽¹⁰⁾

3. H. ジェームスのアーリア化関連 第二著作の目次と構成

ジェームスのこの著作の目次とページ数は以下の通りである。なお数字の付いていない小見出しあは、目次にはなく本文で出てくるがこれも付け加えておく。

・ナチズム期ドイチェバンクの歴史検証委員会による序言	vii
・著者の序言	ix
・使用された省略用語一覧	xi
1. ビジネスと政治—ナチ・ドイツにおける銀行と企業	1

2. ドイチュバンクの機構と組織及び経済状況	11	ベーミッシュ・ユニオンバンク (B U B)	149
・銀行の組織	12	チェコの諸会社の「アーリア化」	162
・経済の復興状況	18	ユダヤ系勘定、資産、保管物	169
3. ナチズムと銀行	21	中央ヨーロッパにおける産業再編	171
・ビジネス・エリートと反セミティズム	23	ブラティスラヴァ・ユニオンバンク	180
・銀行は新たな反セミティズムで如何程の収益を目指したのか	31	ベーミッシュ・ユニオンバンクの清算	182
・党と国家からの影響力行使に対し、銀行はどの程度門戸を開いていたか	32	・ボーランドにおけるドイチュバンクとクレディアンシュタルト	184
・新政策は銀行組織にどのように影響を与えたか	33	7. ユダヤ人所有下の銀行口座	196
4. 「アーリア化」の問題	36	8. ドイチュバンクの収益	204
5. ドイチュバンクと1938年以前のドイツ国内における「アーリア化」	43	9. 考察結果	
・銀行に対する非公式の圧力、1933年—1936年	44	・脚注	219
・圧力の強化、1937年—1938年	50	・参考文献	245
・ドイツの諸銀行	67	・索引	255
ベルリンのメンデルス銀行商会	70		
エッセンのサイモン・ヒルシュラント	77		
・ドイツの諸企業	82	このうち、2. についてはドイツ語版では省略されている。これは、ドイツ人の読者には、周知の事実であるため、あえて掲載の必要がないと考えられたためであろう。	
アドラー&オッペンハイマー (ベルリンの北ドイツ皮革製品株式会社)	90		
・ドイチュバンク重役会における個人的接触—H. J. アプス	99	ページ数で見ると、1. 2. 3. 4. がいずれも20ページ以下であり、また7. 8. 9. は10ページに満たない。それに対して5. が85ページであり、また6. が70ページと長くなっている。この二つの章が中心的記述であることが分かる。	
S. フィッシャーとペーター・ズールカンプ	105		
・ドイチュバンク諸支店と「アーリア化」	110	以上名前の登場する個別企業は、ジェームスの著作では特に重視された企業と銀行であると考えられるが、本文ではこれ以外の企業も取り上げられていることを付け加えておきたい。	
6. 国外でのドイチュバンク「アーリア化」と領域拡大及び経済再編	127		
・オーストリア・クレディアンシュタルト—ウイーン銀行協会	129		
・ベーミッシュ・ユニオンバンクとチェコの銀行業界	141		
銀行の資産移転と資本組み換え	143		
ドイツ農工銀行	145		

4. H. ジェームスのアーリア化関連 第二著作の紹介

(1) ナチズム期ドイチュバンク歴史検証

委員会と著者による二つの序言

この本には、二つの序言が巻頭に付されて

いる。一つは、1998年にドイチェバンクが招聘した5名から成る同行の歴史検証委員会のものである。この委員会の構成メンバーはジェームス以外では次の研究者であった。アヴァラハム・バルカイ (Avraham Barkai), ロタル・ガル (Rothar Gall), ジェラルド・D. フェルドマン (Gerald D. Feldmann), ジョナサン・スタインバーグ (Jonathan Steinberg)。

この委員会はその序言のはじめにおいて、委員会の研究が「メンバー個人の研究成果 (the product of the individual scholarship)」であることを断っている。その理由は「各人が同じ話をまったく同じ方法で語るよう期待するのは不自然であり、また合理的ではないからである。また委員会の資料と発見物を提供する方法においてニュアンスと強調点の相違がないと期待することも然りである」と述べている。

具体的には、次の三点の問題において以上の見地が適用されるとする。その第一は、シュタインバーグが研究した金の転送問題。第二は、ジェームスが行った「アーリア化」の問題。そして第三は、「アーリア化」による銀行収益をめぐる評価の問題である。特に第二の問題では、アプスの果たした個人的役割について議論を闘わせたこと断っている。また第三の論点については、委員会自身現存する資料から正確で納得のいく結論を得ることが不可能であると表明している。このため異なる結論にいたる権利を留保するとしている。⁽¹²⁾

以上が歴史委員会の序言であり、次にページを変えて著者自身の序言が続く。

まずこのテーマについて考え始めたのが、1980年代であること。ドイチェバンクが1995年の創業125周年記念に銀行史刊行を予定し、その一部の執筆依頼があったこと。そして刊行後の1990年代の後半にアメリカ合衆国で戦時下での強制労働に対する補償をめぐる集団訴訟の波が高まつたこと。その結果「アーリア化」問題に対しても改めて関心が

高められたこと。また冷戦後に新たなる多くの資料が欧州とロシアで利用可能になったことも解説されている。アメリカにおいても第二次世界大戦関連の諸記録の機密が解けた。またドイツではいくつかの企業が歴史記録を収集する努力を試みるようになった。

このためドイチェバンクはすでに見た5人の研究者からなる歴史検証委員会を招集して利用可能となった新しい記録にアクセスさせた。ただしジェームスは「アーリア化」の問題を扱うが、いくつかの大企業における強制的奴隸労働による収奪の問題には、関わらないことを断っている。またマンフレート・ポール (Manfred Pohl) の指導下にあるドイチェバンク歴史文書館を手始めに、多くのドイツ国内外の資料を利用できることを紹介している。最後に、⁽¹³⁾ 関係各機関と関係者への謝辞が添えられている。

(2) 新たな資料とジェームスの取り組みの視点

ジェームスは第1章で、銀行と「アーリア化」との関わりについて二点述べている。第一には、重工業・車両工業という部門では小さな役割しかもっていなかったが、「繊維、印刷、タバコ、小売りという部門ではまったく別だった」と。また銀行業はドイツでは歴史的に経済上中心的役割を持っていて、事務作業と銀行店舗建築では若干の強制労働があったこと、法人・個人顧客口座の扱いで、資産の付け替え・移転、外国為替や外国証券、金取引などやや公共的機能を有していたことを指摘している。そして重要なことは、ドイツの銀行が伝統的に産業に対する融資と再編に関わってきて、この機能が1930年代の「アーリア化」と占領国での大規模な略奪と収奪に寄与したことである。⁽¹⁴⁾

ただしユダヤ人迫害の経済的側面に焦点が向けられるようになったのは、最近であることを述べている。まず1990年代半ばに、ワシ

ントンD. C. の合衆国虐殺記念館がモスクワ特別文書館に保管されているドイツ占領国記録文書の大部分をマイクロフィルム化することを決めた。その後1996年に公然とした議論が巻き起こった結果、このテーマが中心にすえられた。それは次の問題についての議論であった。イスの銀行が果たした戦時中の役割と迫害による犠牲者たちの「相続人なき遺産」の保管、ドイツ戦時経済を継続させた手段について。そして1997年に米国務省とブリテン外務省が組織したロンドンでの国際会議が「ナチス金塊」問題を検証した。ただその焦点はドイツの政治と機関には向けられず、当時の取引国のイス、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、アルゼンティンとヴァティカンとの関係についてであった。このあとドイチュバンクが召集した歴史検証委員会のメンバーの一人であったシュタインバーグが1999年にドイチュバンクのこの問題での本を刊行した。また同年数週間前後してヨハネス・ベール(Johannes Bär)がドレスナーバンク(15)についての著作を刊行した。

ジェームスの研究は、これらに続くものであるが、彼が1995年に書いた「アーリア化」関連第1著作以降新たに、以下のような記録文書が利用可能となったという。

1. ドイチュバンク各支店の記録（ファイル）が収集され、整理された。「アーリア化」による収益についていくつかの情報をもたらすが包括的ではない。西南部ドイツ支店のものはほぼ完璧であったが、ラインラント・ヴェストファーレンという工業中心地のものは多くはない。旧東独のものはドイツ民主主義共和国の文書館に保管されていた。しかしポーランドの地域・都市文書館はドイチュバンクの資料を含んでいないようであり、チェコとスロヴァキアの文書館のズデーテンラント支店の記録を探し出すことも不可能であった。

2. 金塊転送については、ドイチュバンク監

査部門が、年次決算書準備の資料を発見した。

3. アップの個人記録は、歴史ケース上2014年までは開封されない。（アップは1994年に死亡—山口）しかしジェームスは、1945年以前の最も重要な資料、アポイントメントと会見相手との議論を細かく記したアップの小さいが判読可能な手書きの多くの記録カードを見ることができた。
4. さらに1995年時点と比べて、より多くのファイルが利用可能となった。それらはモスクワ特別文書館にあるドイツから捕獲した記録文書、チェコ共和国財務省にあるチェスカ・バンクウニオンの記録資料等である。

以上1995年以降に新たな記録資料が閲覧可能となっている。しかしジェームスがその時点で下していた判断は、第二著作を刊行した2001年の時点では敷衍されることがあっても修正は必要とされないと見ている。特に「アーリア化」の最悪で最も略奪的なケース、チェスカ・バンクウニオンやB U Bの吸収のケースは、プラハに残されていたこの銀行についての諸記録によって実証された。これらは占領歐州で銀行の取った行動が、いかに残忍で非合法的であったか、銀行が軍事勢力・党・親衛隊（SS）・秘密警察（GESTAPO）というテロ集団といかに密接に結びついていたかを示している。ただし個々の銀行家が策動する余地があり、また銀行家はそれぞれで異なる行動を取った点には読者の注意を促している。歴史家と法律家の視点は異なり、観点についての責任の負い方も異なることを指摘する。(17)

（3）ドイチュバンクの組織とナチスとの関係

ここではジェームスの「アーリア化」関連第二著作の第2・3章を紹介する。限られた枚数のため焦点を絞っていく。まず第2章で述べられているドイチュバンクの組織であるが、

取締役会 (a board of management, Vorstand) は、1932年には20人の役員で構成されていた。各人は一つの特定地域と銀行のいくつかの業務に対し責任を負っていた。これは平等の機関であり、そのうちの一人が議長 (speaker, Sprecher) に任命された。監査役会 (a supervisory board, Aufsichtsrat) は、前取締役会メンバーの一人の代表者が議長に着いた。他の監査役員は、同行が長期に渡り経営関係を持つ有力企業の重要人物で構成された。1932年には102名を数え、他に労働組合代表者 2 名が加わった。

監査役会は、機能的組織というより、社会的機関であったが、1931年の不況期に再組織され、大規模融資を監査する信用委員会となり、人数は1933年に14人まで減らされたが、新体制に協力する目的もあり36年には29人となつた。また経営上の接触を拡張するためかつての監査役会機能を引き継いだ主務委員会 (main committee, Hauptausschuss) が実質的役割を負い、この機関はドイツ各地域の助言委員会 (a nationwide, Pattern of regional advisory committees, Beirät) により補強された。

このようなシステムは、業務の大半がベルリンや諸外国にある場合にはよく機能したが、支店網が広がっていくと適応しなくなる。ベルリン中央事務所が支店 (branches, Filialbüro) を管理し、一人の取締役員が監督した。さらに各取締役員が特定地域への責任を負つた。しかし大企業は他の取締役と特定の関係を結ぶ傾向にあつた。また各支店は、あたかも銀行 (本店一山口) の小型版であるかのような行動を取つた。

企業との密接な関係を持つ支店網は、銀行が多様な地域・地方経済と大きな関係を持つことを示す。このことはまた、かなりの量のユダヤ人所有企業があるドイツ諸地域で重要なビジネス関係が築かれていることを意味している。特に繊維、皮革、毛皮企業が多いザ

クセン、繊維業と重工業でユダヤ人所有者がいるシュレージエン、製造業で同様の西南部ドイツでは、他銀行との合併の結果ドイチュバンクは密接な支店網を築いていた。1930年代のはじめドイチュバンクは、完全に中央集権的な組織ではなく、「寡頭体制」をとつたように見えるというのがジェームスの結論である。⁽¹⁸⁾

次に銀行員が反セミティズムとどう関わつていたかについて専門職上の問題を取り上げる。いくつかの地域では、銀行家は反セミティズム的評価を下すことを好まず抵抗したが、それは反セミティズムが銀行の有力で富裕な顧客に向けられていたからだった。銀行のこの顧客網を壊すことを望まず、破壊しなかつた。戦後の賠償交渉で、迫害された犠牲者達が、昔の銀行家達と友好的関係 (friendly terms) をもつて動いたことは驚くべきことだった。しかしこのような専門的接触がなかつた被占領国、特に中・東欧では銀行員は全員まったく異なる行動を取つた。その結果賠償協定でも支持されることがなかった。

以上の点からジェームスは第三帝国におけるドイチュバンク史について、「二つの矛盾する基本的適応戦略の衝突史」であったと指摘している。それは一方では党と国家の不法介入に対する自衛であり、他方では協力と妥協であった。すなわち純粹に経済行動を取る場合と経済行動が政治的であることが明白な体制下の活動の場合である。そして協力政策について、判断を下す上で次の 4 点を問題として取り上げた。⁽¹⁹⁾

1. ドイツ経済界のエリート達は、新しい反セミティズムの意味をどこまで理解していたのか。
2. 彼らは、新政治とイデオロギーの体制からどの程度収益を上げようとしていたのか。
3. 諸会社は、党と国家の影響をどの程度受け入れたのか。
4. 新秩序は、組織の機能に影響を及ぼした

のか。

このうちの第二目点についてジェームスは否定的であり、残りの二点についても戦時統制経済への適応と若い新幹部の登場に触れるにとどまっている。そこでここでは第一点目について紹介する。⁽²⁰⁾

1933年ナチスの権力掌握以降銀行は攻撃を受けやすく、「金権的」であるとか「ユダヤ的」と非難された。それに対する自衛の一手段がユダヤ人役員を追放することだった。ドイチュバンクでは、オスカー・ヴァッサーマン (Oscar Wassermann) が取締役会議長として1920年代後半から銀行の全政策を担当していたが、1931年の銀行危機の責任で非難を浴びた。またユダヤ人・シオニストとして攻撃対象となつた。しかしこの時点では、二人の非ユダヤ人役員が責任を取らされた。一人は1931年にデュッセルドルフ支店の大規模な外為投機で解雇されたヴェルナー・カール (Werner Kehl)，もう一人はある醸造所の役員に派遣されていて詐欺的経営で銀行貸付けの責任を問われたエミール・ゲオルグ・フォン・シュタウス (Emil Georg von Stauss)。そして1933年にまったく別の理由で、取締役員の追放が開始された。ナチスへの銀行の妥協政策で、ユダヤ人重役が解雇された。テオドル・フランク (Theodor Frank) とヴァッサーマンの二人であった。

その代わりにゲオルグ・ソルムッセン (Georg Solmssen) と監査役会議長のフランツ・ウルビッヒ (Franz Urbig) という指導的人物と共同してヒャルマー・シャッハト (Hjalmer Schacht) が議長についた。そして役員会からのユダヤ人メンバーの解雇を指示した。彼らは、カール・キミック (Karl Kimmich) とベルリン事務所のフリッツ・ヴィンターマンテル (Friz Wintermantel) を二人に置き換えた。さらに役員会へ新役員三人を加えた。オズワルト・レーズラー (Oswald Rösler)，ハンス・リュメル

(Hans Rummel) カール・エルнст・ジッペル (Karl Ernst Sippell)。この結果1933年以前からの役員は、エドアード・モースラー (Eduard Mosler) とグスタフ・シュリッパー (Gustaf Schlieper) の二人だけとなつた。

1934年には圧力が強まり、支店においても解雇が強要されるようになったが、地方の状況に応じた責任とされ全行に渡る戦略はなかつた。プレスラウ、エッセンでは支店役員は解雇されたが、マンハイム支店の影響力の大きな役員であったルードヴィッヒ・フルト (Ludwig Fuld) は1935年まで留まっていた。またジェームスは、法的には解雇されぬことになつていて「前線での負傷による公共サービス従事者」として特殊な地位にあったニュルンベルク支店のヘルマン・オッペンハイムが、管区指導者の猛烈な反セミティズムによる解雇要求に抵抗した事例も挙げている。

ユダヤ人従業員は1937-38年に解雇されたが、1938年6月中旬から7月中旬の間ドイチュバンクは法的にはユダヤ人企業に分類されていた。

重役会にナチスのメンバーが加わったのは1936年はじめであった。第一次大戦の英雄で、同年ガルミッシュで開催された冬季五輪大会を組織したカール・リッター・フォン・ハルト (Karl Ritter von Halt) が新役員に任命された。

その後1943年までナチスメンバーの参加はなかつたが、その間1938年と40年に銀行外から二人のカトリック教徒、アプスとクレメンス・プラスマン (Clemens Plassman) が取締役会に加えられていた。すでにメンバーであったレーズラーとエーリッヒ・ベクトルフ (Errich Bechtolf) と合わせて4人となり、党の批判の矛先がカトリック銀行であるドイチュバンクへ向けられ始めた。この党の反カトリック・キャンペーンで参入したのが、1938年からフランクフルト支店責任者で36年からナチス党員のロベルト・フローヴァイ

ン (Robert Frowein) であった。しかし彼はフランクフルトの地位を兼任したため大きな影響を与えられなかった。

そこでブランデンブルグ中央振替銀行の役員を務めていた好戦的なヘルムート・ベルニケ (Hellmut Boernicke) を送り込む提案が党から申し込まれた。しかしこれにはヒトラー等が反対し実現されなかった。党は「金融資本」中枢部を動かす責任はないとのことだった。このためドイチュバンクが役員として選んだのは、ジャーナリストでゲッペルス率いる宣伝省に努めていた公務員、ハインリッヒ・フンケ (Heinrich Hunke) 博士であった。

その他支店役員については、84人の役員のリストがあり、これによるとそのうちの44人が1933年以降に入党した党员であったことをジェームスは付け加えている。⁽²¹⁾

(4) 「アーリア化」の諸問題

第4章では、1933年のナチスの政権掌握から政府の後押しで、ユダヤ人のドイツからの排斥に拍車がかけられたとジェームスは述べ始める。すでにアブラハム・バルカイ (Abraham Barkai) 等の研究にも依拠して「アーリア化」の内容を追っている。

最初は消費者と納入業者による人種差別的経済行為（「普通のドイツ人による」），次に行政上の制限（貿易許可，為替割当て），最後が1938年に取られた法的手段であった。反セミティックなボイコットは1929年から1932年の不況期に頻発していた。投機的とレッテルを貼られた銀行，百貨店，衣料品・靴・家畜取引など多くのユダヤ系企業は中規模店舗であった。ただし主力大企業ではこの影響は大きくなく、1936年時点で「アーリア化」された企業のうち他の大企業が買収したのは15—20社でしかなく、ドイチュバンクを含む銀行の影響は限定されていた。（例外はウルシュタイン社）

しかし1936／37になると政府の圧力は強

まり、登録を手段とした全面的攻撃がかけられた。（「国家主導のアーリア化」）その政策的眼目は、4ヵ年計画等の軍備負債に備えるため国家収益を引き出すことにあった。もし「アーリア化」による収益があったならば、「アーリア化」税 (aryanization levy, Arisierungsabgabe) を徴収した。法人税は1935年の20%から、1939—40年の40%へ増加させられた。さらに1938年にはキャンペーンにより、会社の特別収入に対して、剩余所得税 (a Supplemental tax, Mehreinkommensteuer) を前年より引き上げ15%とした。

その他、イデオロギー上の要請にもとづき、資産略取した上で企業名をも変更させるという「名目上のアーリア化」が行われ、ドイチュバンクやドレスナーバンクがこれにも関わっていたことを指摘している。

次にジェームスは、脅迫や実力行使による所有権の大量移転に関する文献から、二つの激しい論争を読み取っている。⁽²²⁾

その第一の問題は、全行程が国家の諸行動に伴って引き起こされたためドイツ人は個人としても法人としても道徳的に正しくない行為を強制させられたことは正当化される、という議論である。これが実際に正しいのかどうか。戦後の占領国軍事政府は米・英・仏ともドイツ戦時立法をはねつけたことが回答くなっている。

第二の問題は、企業買収への銀行の関与が、「支援的」，「協力的」，「友好的」，「公正」であったことを実証するのに役に立つかどうか、について。敗戦直後の宣誓供述書や宣誓の中でよく使われ、銀行家は独裁制下での自分たちの役割を正当化しようとした。歴史家のトロイエもメンデルスゾーン家の「友好的買収」を1972年に述べていた。しかしこれを疑問視するクリストファー・コッパーのような研究者も出できていることをジェームスは指摘している。

また アメリカ合衆国占領軍政府

(OMGUS) 及びその他の研究者が、「アーリア化」でドイチュバンクが収益を向上させ、同行の突然の急成長の原因であったとする見方は、推測に過ぎないと最近の研究成果を対置している。そして取引が「公正」で「収益を上げた」のかどうかという議論は不毛であること、問題とされなければならることは、取引に関係した選択肢、利害関係、時期の特定などであり、法的一貫性については今後とも以下の研究が必要であることを主張している。⁽²³⁾

1. 他の考えられる選択肢—破産、清算、ドイツ企業への売却、国家または類似機関による吸収の可能性
2. 党の地方組織は堕落していて、ナチ支配体制の崩壊後を予想した取引契約はなかつたどうか。
3. 1934年前後の独裁制確立期、1938—39年の激変期、1940年夏及び42年以降ドイツの線に沿った欧州再編が危うくなってくる時期で利害関係が変化してくること。
4. 1945年以降資産移転についての法的結果がどうなって行ったかの調査。

(5) 1938年以前のドイツ領内での「アーリア化」

第5章の冒頭で、この章のポイントとなるいくつかの点についてジェームスは指摘している。まず「アーリア化」の内容が1937年以前と以後で異なることである。前者では圧力は経営陣の変更に力点が置かれたが、後者の段階では資産（所有権）の移転が強制されるようになったと。特に新聞・出版のような社会的・政治的影響が大きな業界ではいち早くこれが実行されたこと。それに伴って以下の疑問を呈している。ドイチュバンクは、ドレスナーバンク程ではないにしろローカル・レベルでも政治的接触を広げて行ったかどうか、ナチズムという破滅的で腐敗したイデオロギーにより時には破壊された場合もあったにしろ、

この業務で成功したのは、顧客との信頼関係であったのかどうか、1938年以前の銀行の活動が、銀行の利害関係を、特に若くて政治的で野心的な経営者のそれを促進したのかどうか。⁽²⁴⁾ と。

①二つの時期における「アーリア化」の違い

まずナチスが政権を獲得した1933年から36年までの時期についてみている。この時期には私的ではあったが、身体的暴力を伴う脅迫が始まり、ユダヤ人経営者の首切りが行われ、また企業が清算されまた売却された。1932年には宗教上から判断された結果、約10万のユダヤ系企業が存在した。1935年には7万5千から8万へと減少したとバルカイは推測していることにも触れている。1937年末には、小規模なユダヤ人所有企業の三分の二が消滅したが、大企業の多くは、景気回復と失業対策で38年まで生き残っていた。

しかしいくつかの企業はナチ執政者にとってはより素早い「アーリア化」が焦眉の課題であり、その一つが出版社のウルシュタイン(Ulstein)だった。ナチのジャーナリストと宣伝相そしてヒトラー自身も関わり、ナチスの息の掛かった「政治的取締役」を送り込んだ。ライヒスバンク総裁のシャハトが新財務計画を立案したが、彼の相談相手となったのはかつてドイチュバンク・シュツットガルト支店の役員で、ウルシュタインの役員フェルディナント・バウスバッケ(Ferdinand Bausback)だった。その主目的は同社の新株をドイツ商工業企業へ割り当てること、またウルシュタイン家を除く全非アーリア人を重役会から締め出すことであった。1934年までにはさらにラディカルな改革がなされライヒ出版局とナチス出版管理部長の傘下の出版社へ変更され、その後ドイツ出版社(Deutscher Verlag Kommanditgesellschaft)へと名称変更された。株式は公的資金と合わせて信託機関を通して、ドイチュバンクの口座に置かれた。資産移転の細部も同行が管理

した。⁽²⁵⁾

1937年の後半になると、ヒトラーとナチスの「生活圈」構想にゲーリングという人格が加わり、反セミティズム計画は格上げされていった。公共部門を拡大すべく経済を再編するため、巨額の収益を捻出するためであった。1938年1月4日の指令(decreet)でユダヤ企業の定義づけが次のように決められた。「一人のユダヤ人が所有するか、執行役員会に一人のユダヤ人の役員がいるか一人の無限責任社員がいて管理されている企業、または監査役会の四分の一がユダヤ人である場合」と。そして同年4月26日にユダヤ人資産登録のための条例(order)で5千ライヒスマルク以上の資産の登録が義務付けられた。さらに38年11月9日のいわゆる水晶の夜以降には、ユダヤ人のドイツ経済からの追放条例とユダヤ人資産への25%強制徴税(reparation,Süneleistung)の条例が付け加えられた。また以上を補強する38年12月30日の指令は、ユダヤ人所有者とのビジネスに対しては、ライヒ市民権獲得に必要な純血種に合う役員でなければ取引してはならないものとされた。

しかしどの人間がユダヤ人であるのかに関しては、不明であった。ドイチュバンクのニュルンベルク支店は、判別方法に関する問い合わせをベルリン本部へ問い合わせている。この点に関しては早速姓名変更法が用意され、1939年1月ユダヤ人は判別可能な「イスラエル」とか「サラ」とかいう「ユダヤ人らしい」名前をつけることが義務化された。⁽²⁶⁾

以上のような状況下諸銀行は二面的戦略を取ったとジェームスはいう。すなわち一方では、新たなビジネスチャンスをつかみ、競争力をつけることであった。他方では、脅迫されているとか、利害が受け入れがたいと感じるような新政策に対しては、共同戦線を張り経営上の連帯を見出した。

なおドイチュバンク自体がユダヤ人的(jewish)であるかどうか、について、ライ

ヒ 経 濟 部 (the Reich Chamber of Commerce, Reichswirtschaftskammer) やベルリン商工会議所と監査役会議長のモースラーとの間でやり取りが行われた。前者からの問い合わせが1938年1月24日になされ、それに対する返答が後者から26日に出されている。この時点での回答はノーであったが、それはすでに見た38年1月4日のユダヤ企業に関する指令に照らし合わせた場合であった。その後この指令は同年6月14日にさらに厳しい規定へ変更された。同年1月1日に遡って一人以上のユダヤ人が議決権を持った監査役員として存在する場合へと。実はその時点では同行監査役員であったゴルグ・ソルムッセンがいた。本人は洗礼を受けたキリスト教徒であったが、その父がディスクント・ゲゼルシャフトの重役でユダヤ教徒であった。これをめぐってのやり取りが行われた。ドイチュバンクは、同氏が1937年に外国へ転出されていて実質的な役員ではなく、同氏解任のために会議を開催するのは無駄な支出であると指摘した。8月15日には商工会議所も「ライヒ市民法第3指令にもとづく非ユダヤ企業」とみなした。非常に綱渡り的な場を経ているが、このような当局との対応はその後も続けられていく。また涉外と平行して行内では、対ユダヤ企業向け受信・与信量調査をするよう各支店宛回状が出され防衛処置を取っていた。⁽²⁷⁾

次に「アーリア化」の方法については、モースラーは、ドレスナーバンクの相方であるカール・ゴット(Carl Goetz)やシャハトと議論・申し入れなどの協議を重ねた。ライヒ経済相はユダヤ人資産管理のための「受け皿会社(rescue company, Auffangsesellschaft)」の設置を計画した。主要企業と銀行の株を連結して国家の影響下におくというものであった。しかし二つの銀行の代表者はいずれもこの計画に反対であった。理由は買い取った株式価格は下落するため、収益が上がらないとモースラーが見ていたことと(1938年7月4

日のメモ)，また銀行は不動産取引をしていないことをキミックが付け加えている。その代わりとしてキミックは、「アーリア化」の諸提案を提起していた。(収益がなかった場合に損失を補填するため国債で融資されることを前提とした，工業債券銀行が主導するコンソーシャム，不動産については、不動産銀行と保険会社によるコンソーシャム，非上場企業については他のコンソーシャムによる買収案であった。⁽²⁸⁾

しかし銀行側の努力にも関わらず，事態は国家主導で進行した。特に1938年11月の水晶の夜の以降，ゲーリングの指揮下で激変した。12月12日の指令で，ユダヤ人資産買収の新方針が提示された。ユダヤ人の経済活動からの抹殺，資産の国家への割譲，小売業・手工業での就業禁止（同23日の指令で清算要求）にまでいたった。これと前後してライヒ経済相と民間企業の関係者の会議が11月の末に行われていたことをジェームスはその会議録から紹介している。それによると，ユダヤ人資産は以下のように評価された。不動産で24億RM，営業資産で12億RM，証券を含む他の資産で48億RMと。しかし席上諸銀行は早急な売却にあくまで反対の姿勢を取り，ドイチュバンクのキミックが以下4点の注文を出している。

1. ライヒは固定価格でユダヤ人所有証券を買い取ること。
2. 諸銀行は，この証券をすぐには市場で売りにださないこと（証券市場保護）
3. 銀行コンソーシャムが6カ月4.5～5%利子で3～5億RM融資すること
4. 証券保管銀行は「証券（価格）実現の主導権を取る」こと

さらに同氏は「全取引を個別的に中央管理すること」が必要であるとの議論を展開した。個別ケースごとに条件が違っているというのが，その理由であった。

その後，いくつかの地域では，ユダヤ人資産管理会社が創設されている。（ザール・パアルツ，東プロシア）しかし1938年12月3日にユダヤ人資産利用に関する指令という最も決定的で包括的な布告が交付された。ユダヤ企業清算の期限と信託管理の国家への移転が定められた。ゲーリングの狙いは，国家へ納められるべき資産が他へ流出することをとどめることにあったという。さらに12月12日には，税務当局がユダヤ人口座の凍結指令を課した。⁽²⁹⁾

この12月の指令には，ユダヤ人所有証券の売却を認める内容が含まれていた。この結果証券売却は，諸銀行と取引所当局の管理下で加速されていった。最初は1日6～8万RM，1939年1月には1日25万RMで，1月初めま

第1表 ドイチュバンクとアーリア化企業数 1938年

	第1項	第2項	2/1	第2項内の 比率	第5項	2/5
	関与	アーリア化	%	非製造企業	%	
繊維製品	060	54	90	14.9	116,627	0.046
既製服	59	36	9.9	9.9	146,402	0.025
皮革製品	32	21	65.6	5.8	5,284	0.397
製鉄	020	16	80	4.4	3,561	0.449
タバコ	007	7	100	1.9		
製紙	011	9	81.8	2.5	17,046	0.053
小売	223	129	57.8	35.5		
家具	011	5	45.5	1.4		
ワイン卸	007	2	28.6	0.6		
その他	139	84	60.4	23.1		
合計	569	363	63.8	100		

Harold James, "The Deutsche Bank and the Nazi Economic War Against the Jews-The Expropriation of Jewish-Owned Property, 2001 Cambridge", p.65.

ですでに500万RMが売却されたという資料もある。

なおドイチュバンクが関わった「アーリア化」数は以下の表の通りである。これは、1938年11月にキミックの事務所の副代表であったゲルハルト・エルクマン (Gerhard Elkemann) が作成した表をジェームスが転載している。これによるとドイチュバンクが関わった「アーリア化」は、繊維・タバコ部門が多く、これらの業界では原材料に外国からの輸入品が多かったとしている。

②銀行業における「アーリア化」

この部門での「アーリア化」が特殊だったことをジェームスは強調する。それは金融業界の特性—ナチ的観点では、投機的でユダヤ的—と業界エリート間に存在する密接な人的関係である。特にこのことは、ドイチュバンクが関係したベルリンのメンデルスゾーンとエッセンのサイモン・ヒルシュラントという規模が大きく重要な個人銀行に当てはると。ユダヤ人が所有する中小規模の個人銀行の大部分は、1938年ころまでには清算され消滅してしまった。しかしこの2行は、ナチの圧力に抵抗してしばらくは成功していた。

ジェームスは清算されない場合の選択として三つのケースを上げている。第一に最も簡単な方法として、かつての従業員の一人または複数の人間へ資産移転してしまうケースである。(ハンブルクのウォーバーク (M.M.Warburg) のケース), 第二に、他の個人銀行へ売却されるケースで、ヒルシュラントもこれに近かった。第三に、経営本体の一部が他の銀行へ移譲されるケースで、これはメンデルスゾーンがこれに当たっていた。これらの3行はドイツのユダヤ人銀行界の最高位を代表していた。メンデルスゾーンは、政府貸付と海外貿易金融に、ヒルシュラントは政治的には同じく微妙な工業融資へ特化していた。ジェームスはドイチュバンクが関わった⁽³⁰⁾第二と第三のケースを点検している。

メンデルスゾーンについては、先に見たW.トロイエの研究成果にもとづいて次のような概略を述べている。「ロベルト・フォン・メンデルスゾーン (Robert von Mendelssohn) は、「アーリア化」を防いで清算により「身分相応の決着」(end befitting the status of the institution, standesgemässen Abschluss) を保障したルドルフ・レーブ (Rudolf Löb) に対して感謝している」と。またジェームスはドイチュバンク文書館に残されている戦後のレーブの供述から、レーブの交渉時の主要目的を紹介する。それはナチスやナチ・シンパのパートナー達を忌避し、また同時に企業名の消滅を防ぐことにあった⁽³¹⁾と。

以下ジェームスは同行の対応とその結果について、時系列的にまとめている。その概要のみを簡単に紹介する。1795年に創設された同行は1920年代に家族以外のパートナーを迎えた。パウル・ケムパー (Paul Kemper), ルドルフ・レーブとアムステルダム居住のユダヤ人フリッツ・マンハイマー (Fritz Mannheimer) の3人であった。ナチ政権発足当初同行は政府債のコンソーシアムメンバーであったが、1935年にフランツ・フォン・メンデルスゾーン (Franz von Mendelssohn) とパウル・フォン・メンデルスゾーン・バーソロディ (Paul von Mendelssohn-Brtholdy) が亡くなった。このため関係者関係でのやり取りが続けられ、1937年にフランツの寡婦マリエ (Marie) が無限責任社員の商事登録をして加入した。同行はアムステルダムに支店を持っていたが、第一次世界大戦後のインフレ下にマンハイマーによる投機が失敗に終わり同氏は自殺を遂げた。1938年にユダヤ人に對する圧力が強まる中、ライヒスバンク副総裁とライヒ信用監督官とレーブとのやり取りが行なわれた。レーブはライヒへの売却を嫌い、アプスとの關係を用いてドイチュバンクとの取引を希望した。なおこの時点では、家族

以外の3人のパートナーは全出資の1／4を持ち、残りは家族の手にあった。ロベルト(Robert)、マリエ(ニュルンベルグ法では1／2の純粹「アーリア人」とメンデルスゾーン家の二人の「アーリア人」の寡婦ギウリエッタ(Giulietta)及び故パウルの妻エルザ(Elsa)である。また180人の従業員中27人がユダヤ人であった。

ところで同行とライヒ経済相との間で、1931年の銀行危機時に凍結されていた支払猶予中の信用問題が取りざたされた。同行は2700万RMの対外クレディット・ラインを持ち、外国債権者は、他の銀行かドイツ政府へ委譲される必要があった。この解決方法として示されたのは、ドイチュバンクが同行の經營を2万ドル(約500万RM)で買い取るというものだった。アプスはレーブと1938年3月14日から交渉を始めた。レーブは当初ドイチュバンク内にあった反対をロベルトと共に「巧みに、賢く、断固として」解決したことを後に賞賛している。買い取り計画では、債権・債務6800万RMがドイチュバンクへ移転され、200万RMが残されるはずだった。顧客のすべては同行に引き取られた。残存企業は、清算されなかつた銀行資本、在外資産とドイツ人資産及び不動産を保有。また非ユダヤ人従業員を3年間雇用し年金を継続するという契約であった。こうしてユダヤ人従業員は解雇され、12月5日にレーブ、マンハイマー、マリエ・フォン・メンデルスゾーンは銀行を去った。

その後1941年にエルザが、また1942年にはギウリエッタがパートナーシップから離れた。こうしてロベルト一人が残り、彼が1943年清算中のメンデルスゾーンがメンデルスゾーン商会へと名前を変えたときにサインをした。清算人の一人は、戦後OMGUS報告で、次のように述べていることをジェームスは紹介している。「政治経済状況が好転した暁には、メンデルス商会は速やかに復活すること

が交渉過程で意図されていたと。ただ実際に
⁽³²⁾はそうはならなかったことも付け加えている。

ドイチュバンクが「アーリア化」に関わったもう一つの個人銀行は、1841年にエッセンで創業されたサイモン・ヒルシュラント(Simon Hirshland)であった。1937年末に8400万RMの資本金と3800万RMの支払猶予債権を持っていた。160人の従業員中ユダヤ人は36人であった。ジェームスはケイツ・ウルリッヒ(Keith Ulrich)の研究から、この銀行がルール地区で金融支配力を有するユダヤ系銀行であり、ゲシュタポの標的にされていたことを紹介する。またライヒスバンクをはじめ金融当局が「偽装されたクリスチャン」銀行であると。⁽³³⁾

同行のゲオルグ・ヒルシュラント(Georg Hirschland)とライヒスバンク及びライヒ銀行監督官との話では、同行を存続させる方向であり家族はアムステルダムでの関係金融機関を通じた外国銀行業務を維持することを望んでいた。これは第一次世界大戦後にドイツ企業へ融資する目的で設立されていた。他方ドイチュバンクが中心となりルール地区の主要企業が参加するコンソーシアムがあった。こちらはヒルシュラントの法律顧問弁護士との事前協議により、同行の株を買収する計画を持っていた。これに伴いドイチュバンクは、その支払猶予債権を買い上げること、またエッセン支店の役員であったオットー・ブルクハルト(Otto Burkhardt)とヒルシュラント家の友人であったゴッタルド・ファルケンハウゼン(Gottschalk von Falkenhausen)の2名を無限責任社員として送りこむこと、ユダヤ人従業員を解雇することを予定していた。

しかしこの計画はナチスのエッセン管区指導部(district government, Gauleitung)の激しい反対に出会った。理由は、この計画がドイチュバンクに一方的有利性を与え、この地区で民間銀行では考えられない程の支配

力をもたらすかというものであった。したがつてヒルシュラントは清算されるべきであると主張された。

ライヒ銀行監督官はヒルシュラントの存続を支持し、同時にドイチュバンクの支配力増加を食い止めることに关心を持っていた。問題はヒルシュラントが持つ、ドイツ企業が支払うべき支払猶予債権で、ライヒ經濟省銀行局がドイチュバンクへの売却が説得的であると見たのは、為替変動いかんでは、この支払いがドイツにとって重荷となるからであった。

このためこの問題を調整すべく、ドイチュバンク役員とヒルシュラント法律顧問弁護士フリッツ・フェントール (Fritz Fentholt)，管区經濟顧問が1938年7月20日に管区政府事務所で会合を持った。この階段では議論が平行線をたどった。しかし会談後管区指導者ミュラー・クレム (Müller-Klemm) は、妥協案を示唆した。ドイチュバンクの計画を進めるには、管区指導者の友人である工業界人數名を新会社で經營と財務の役員に付け、またファルケンハウゼンの新銀行への入行を拒否することだった。またフェントールもゲオルグにアドバイスをし、外国へドイツ企業が支払猶予している債務責任を負わずに済むなら、自ら清算の決断を下してはどうかと提案した。そしてこれはヒルシュラントに受け入れられた。

そして8月の始にはベルリンの銀行監督官事務所で議論が再開され、ライヒスバンクが支払猶予債務に公的に責任を持つことが確認された。こうしてドイチュバンクの計画に沿って、新銀行ブルクハルト商会 (Burkhardt & Co.) が設立された。ドイチュバンクはファルケンハウゼンの資本参加全額とブルクハルトへの前渡し金35000RMを支払った。支払猶予下にある外国債務は、ドイチュバンクとブルクハルトの間で分割された。ジェームスが紹介している詳しい国別の金額については省略する。

1938年9月30日にライヒスバンク外國債務局との折衝で、ヒルシュラントにはアムステルダムの二つの金融機関の株式約280万RMとニューヨークハンザ会社株26万5千RMが残された。その見返りにライヒスバンクに対して外貨50万RM、ゴルトディスコントバンクに対して854万RMにのぼる債権を放棄した。そして11月8・9日の水晶の夜事件後家族は外国へ逃亡した。地区經濟アドバイザーのパウル・ホフマン (Paul Hoffmann) 1939年4月にアムステルダムのドイツ領事館でヒルシュラント家の代理人と会合した時の説明も書かれている。銀行所属の建物や子供たちの家屋、及びシナゴーグは破壊されたこと。また著名画家の絵画は押収され、貴金属は接収されたこと。さらにオランダへの逃亡難民の支援金を家族が支払ったこと、クルップからオランダにある関係金融機関株を買取り、絵画を売却し、他の貴金属は船積し、5年期限でパスポートの保証を与えられたといふこと等。⁽³⁴⁾

1949年の賠償交渉では家族はブルクハルト商会の資本の30%を保有し、さらに同行はヒルシュラントの利害関係に80万DMを支払った。ドイチュバンクとの間に取り交わされた協定を振り返り、ジェームスはこれがそれ以前の「アーリア化」に比べて協調的であったと見る。もちろん1948年の通過改革後に、戦後賠償をめぐってブルクハルトとファルケンハウゼン間での口論があったことも記述されている。また後者がドイチュバンクのヒルシュラント買い取りが貸し付けであったのか、信託であったのかをめぐり同行相手に激しい確執をしたりしている。1950年にすべてが解決した後ブルクハルトはニューヨークに開設されたヒルシュラントの新銀行で仕事をした。

ドイチュバンクは1930年代に入ると上記以外の銀行の乗っ取りには関わらなかった。それについて、ジェームスは次のように述べている。「自制とか良心の咎めとか「アーリア

化」過程への疑問とかではなく、——政府の政策とドイチ銀行の経済力の拡張を見たライヒ経済省及び銀行監督官の意欲の喪失の結果であった。——ドイチ銀行が関わった二つのケースは、銀行のユダヤ人所有者とパートナーに対して重要なサービスを供給したもの、第二次世界大戦終結後の時代には脅迫下で行われていたと理解された」と。⁽³⁵⁾

注

- (1) これらの著作の他、プリンストン大学のホームページに以下の著作が掲載されている。
 1. *The German Slump*, 1986
 2. *A German Identity*, 1989
 3. *International Monetary Cooperation Since Bretton Woods*, 1996.
 4. *Lessons from the Great Depression*, 2001.
 5. *Europe Reborn: A History 1914–2000*, 2003.
 6. *The Roman Predicament: How the Rules of International Order Create the Politics of Empire*, 2006.
 7. *Family Capitalism: Wendels, Haniels and Falcks*, 2006.
- 以上、<http://his.princeton.edc./people/e15/james/profile.html>, 2006/11/20.
なお、ここで取り扱う「アーリア化」とは、英語ではarianizeすることで、ジェームスの2001年の英語版ではaryanizationとなっている。ただしこの著作のドイツ語版は、《Arisierung》という表現となっている。ドイツ語訳では、アリジールングとの表記もありえるが、日本語でのなじみ易さも考えてアーリア化とした。
- (2) 抽著、『ドイツ証券市場史』、北大出版会2006年。
- (3) このように西ドイツ経済に多大の影響力を持っていたアプスであったが、1960年代以降の銀行支配力に対する社会批判が高まる中で対応を迫られる事態を迎えた。そのはじめは、1965年9月株式法改正であり、1人の銀行取締役員が、産業会社の監査役会長を兼任できる数を十社に限定することとされた。これは実際には、当時30以上の巨大企業の役員を兼任していた同氏を狙い撃ちにした法律であり、アプス法 (Lex Abs)ともいわれた。これにより同氏は15の監査役会長を辞任したといわれている。以上佐上武弘、『経済奇跡のゆくえ』、財務出版1970年参照。688-690ページ。
- (4) Eberhard Czichon, *Der Bankier und die Macht – Hermann Josef Abs in der dutschen Politik*, kölm 1970. 筆者は、1979年西ベルリンでこの本のコピーを取っていたが、裁判については以下の文章で知った。赤川元章「ナチズムと銀行家—ある裁判記録より一」慶應大学通信教育部『三色旗』、1988年7月、16~17ページ。
- (5) Hans Otto Eglau, “Wie Gott in Frankfurt – Die Deutsche Bank und die deutsche Industrie”, 1990 Düsseldorf, S.45-46. ハンス・オット・エグラウ著（長尾秀樹訳）『ドイツ銀行の素顔』、1990年東洋経済新報社、30ページ。なお筆者はこの翻訳書の書評を先の赤川の文書をも参考にして以下で行った。「書評『ドイツ銀行の素顔』—ドイツの伝統を受け継ぐレポート」、『金融財政事情』1991年3月4日、70ページ。
- (6) Ebebda, S.44-45. 同上書29ページ。
- (7) Wilhelm Treue, Ein Fall von《Allisierung》im dritten Reich und Heute – Dokumentation, in: *Treadition* 16, Heft5/6 1971, S.268-301. Das Bankhaus Mendelsohn als Beispiel einer Privatbank im 19. und 20. Jahrhundert, in: *Mendelsohn-Studien. Beiträge zur deutschen Kultur- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 1, Berlin 1972. S.29-80., Das Schicksal des Bankhauses Sal. Oppenheim jr. & Cie. Im Dritten Reich, in: H. Pohl und W. Treue(Hg.),

- Zeitschrift für Unternehmens-Geschichte*, Beiheft 27, Wiesbaden 1983. なお1984年以降の著作については、以下に掲げられている。Ingo Köhler, Die «Arisierung» der Privatbanken im Dritten Reich—Verdrängung, Ausschaltung und die Frage der Wiedergutmachung —, in: *Schriftenreihe zur Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, Bd. 14. München 2003. S.581.
- (8) Johannes C.D. Zahn, *Der Privatbankier*, Frankfurt am Main 1972.
ヨハネス・C. D. ツアーン（金原・小湊訳）「個人銀行家」、日本証券経済研究所編、『証券研究』第46巻、1975年11月、146-150ページ。
- (9) Eckhard Wandel, Das deutsche Bankwesen im Dritten Reich(1933—1945), in: Gunther Aschhoff et. Al., *Deutsche Bankgeschichte* Bd. 3, Frankfurt am Main1983, S. 178-182.
- (10) 東西ドイツ統合後の強制労働に対する保障と資産返還請求については、以下を参照した。
アダム・レボー（鈴木孝男訳）『ヒトラーの秘密銀行—いかにしてスイスはナチ大虐殺から利益を得たのか』、KKベストセラーズ1998年。武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』、白水社2005年。田村光彦『ナチス・ドイツの強制労働と戦後処理—国際関係における真相の解明と「記憶・責任・未来」基金』、社会評論社2006年。
- (11) Harold James, *The Deutsche Bank and the Nazi Economic War Against the Jews*, New York2001. p. v – vi.
- (12) *ibid.*, p.vii – viii.
- (13) *ibid.*, p.ix – x.
- (14) *ibid.*, p.4–5.
- (15) *ibid.*, p.6. なお、第2次世界大戦中のドイツとスイスとの関係については、以下を参照されたい。アダム・レボー（鈴木孝男訳）、前掲書。経営史学会第43回全国大会(2007年10月、於愛媛大学)での以下の報告。黒沢隆文「中立国イスの多国籍企業と第二次大戦—『独立専門家委員会』報告との関連の研究を中心に—」。
- (16) *ibid.*, p.7-8.
- (17) *ibid.*, p.8-9.
- (18) *ibid.*, p.13-15. なお、ドイチュバンクの取締役会が、すべての決定に全員の同意を必要とする全会一致のシステムである点については、以下が参考となる。Hans Otto Eglau, “*Wie Gott in Frankfurt—Die Deutsche Bank und die deutsche Industrie*”, 1990 Düsseldorf, S. ハンス・オット・エグラウ著（長尾秀樹訳）『ドイツ銀行の素顔』、1990年東洋経済新報社、81-82ページ。
- (19) *ibid.*, p.22-23.
- (20) *ibid.*, p.25-30.
- (21) *ibid.*, p.31.
- (22) *ibid.*, p.36-39.
- (23) *ibid.* p.40-42. なお、ジェームスが検討したコッパーの著作は以下のものである。
Christopher Kopper, *Zwischen Markt- und dirigismus: Staat, Banken und Bankenpolitik im "Dritten reich" von 1933 bis 1939* (Bonn: Bouvier, 1995).
- (24) Harold James, *The Deutsche Bank and the Nazi Economic War Against the Jews*, New York2001. p. 43-44.
- (25) *ibid.*, p.47-49.
- (26) *ibid.*, p.51-52.
- (27) *ibid.*, p.54-57. また第5章注記の33, 34, 35を参照。
- (28) *ibid.*, p.58-59.
- (29) *ibid.*, p.61-63.
- (30) *ibid.*, p.69.
- (31) *ibid.*, p.70. W. Treue 1972, a.a.O. S. 70. Historisches Archiv der Deutsche Bank (HADB), V1/3966, 1947. 以上ジェームスの第5章脚注71, 72より。
- (32) *ibid.*, p.71-77.
- (33) *ibid.*, p.77. 及び第5章脚注89. ただし脚注89はジェームスの本文では88と誤植されている。
- (34) 以上, *ibid.*, p.78-81.
- (35) *ibid.*, p.81–82.

[Abstract]

An Introduction of the Literature about Aryanization in Nazi Era:
the Second Book of Herald James on this Subject (1)

Hironori YAMAGUCHI

Research in this field has been developed during the past 10 years. Before the integration of West and East Germany, there was little literature published in this field. But after the political climate began changing, particularly from the end of the 1990s, many books about Aryanization have been published. This change resulted from the social criticism of Germany, for example, boycotting of German goods and class action suits by Jews in the USA. These movements focused on forced labor in concentration camps and gold transactions to Switzerland during WW II.

Harold James is one of several authors who were invited by the Deutsche Bank to research and write a historical book detailing such problems, and he has already published three books in this area. This paper introduces his second book, which deals with the Aryanization of the Deutsche Bank and presents his historical viewpoint.

Key Words : Aryanization, Jews, The Deutsche Bank

